

IASB 及び FASB における検討状況（減損）

本ペーパーでは、補足文書「金融商品：減損」（以下、SD という。SD の内容は付録 1 参照）が公表された 2011 年 1 月以降における、IASB 及び FASB における検討状況の概要をまとめている。

1. SD に対するコメント回答の概要（2011 年 4 月共同会議）

多くのコメント回答者が同意した事項

次の点について、多くの回答者は同意していた。

- 両審議会でコンバージした単一の減損モデルを追及していくという方向性
- 減損引当金を決定するに当たり、グッドブックとバッドブックを識別すること

多くのコメント回答者が同意しなかった事項

一方で、次の点については、多くの回答者は、反対若しくは懸念する意見を示した。

- グッドブックについて、2 つの計算を求めること
 - ✓ SD ではグッドブックについて、期間比例配分法による引当金（TPA）と予見可能な期間の予想損失による引当金（FFP）の 2 つの計算を行い、より高い方の金額を用いることを求めている。
 - ✓ 多くの回答者は、グッドブックについて二つの計算を求めることは企業にとって負担であり、利用者に対して説明するのが困難であるとともに、比較可能性の欠如をもたらすものとコメントしていた。
 - ✓ 一方で、単一の計算を求める場合にいずれの計算とすべきか（TPA か FFP か）についての、回答者の見解は分かれていた。TPA モデルを好む回答者は、金融資産の価格付けと予想損失の関係を反映するという IASB の主たる目的に同意していた。一方、FFP モデルを好む回答者の多くは、引当金残高が、信用損失の発生前に十分に積まれるようになるという FASB の主たる目的に同意していた。
- 予見可能な期間の定義のあいまいさ
 - ✓ 多くの回答者は、提案されている予見可能な期間の定義は、あいまいであり、企業間の比較可能性を困難にするか、あるいは、各国の監督当局が当該期間を異なる形で解釈することにつながるとコメントしていた。

2. SD に対するコメントを踏まえた今後の方向性（2011 年 5 月共同会議）

- ✓ IASB と FASB は、それぞれの公開草案（ED）と SD へのフィードバックを踏まえて、過去の提案から減損モデルの代替案を開発することを暫定決定した。
- ✓ 以上を踏まえ、いくつかの提案（基礎となるモデル又は目的）を開発するために、IASB

と FASB の理事とスタッフで構成される小ワーキンググループが設置された。

3. 減損モデルの代替案（2011年6月共同会議）

IASB 及び FASB のスタッフ提案

2011年6月の会議で、スタッフから、次の減損モデルが提案された。

a. 全般的事項

- ✓ 本減損モデルでは、ローンの信用の質の悪化の一般的パターン（新規のローンが実行され、デフォルトの証拠がない段階 個別ベースでは予想損失が識別されないが、ポートフォリオベースで信用リスクが高まる段階 個別ベースで予想損失が識別される段階）を描写することを目指している。
- ✓ 減損の会計処理は、このような3つの段階によって、異なることとなる。
- ✓ すべてのケースで、引当金残高を算定するために用いられる信用損失では、過去の情報と、フォワードルッキングな情報を含んだ現在の情報の両者が考慮される。

資産の分類	内容	減損認識の時期と金額
バケット1	バケット2、3以外の資産	以下 b 項参照
バケット2	将来のデフォルトに直結する観測可能な事象が存在するが、どの個別資産がデフォルトするかまでは識別されていない資産で構成されるポートフォリオ（以下 c 項参照）	ポートフォリオベースで、予想損失の総額を、即時に減損認識する。
バケット3	資産の個別ベースで予想信用損失が識別される資産	個別資産ベースで、予想損失の総額を、即時に減損認識する。

b. バケット1の資産の減損認識

- ✓ バケット1について、適切な引当金残高としては、次の3つの考え方がある。

代替案	引当金残高の算定方法	メリット	デメリット
代替案 A	現在の損失予想に基づき、12カ月の予想損失相当額を引当金残高とする	実務上シンプルである	予想損失の事後の変動が生じて、12カ月を超える部分は引当金残高に反映されない
代替案 B	現在の損失予想に基づき、全期間の予想損失をもとに算定される期間比例配分額 (TPA) を引当金残高とする	予想損失の事後の変動について12カ月を超える部分に対して、(代替案 A より)対応している	なぜ予想損失の変動の一部を過去の期間に反映させるのか、説明が困難かもしれない
代替案	当初の損失予想に基づき、12	代替案 A や B より、概	クローズドポートフォ

C	ヶ月の予想損失相当額を認識し、これに加えて、予想損失の変動額の全額を認識する	念的な理屈付けが容易と考えられる(引当金残高は、当初の予想損失と事後の予想の見積り変更を反映している)	リオを前提とした代替案であり、当初予想と事後の予想の変動の識別が困難なオープンポートフォリオでは実行可能性の問題がある
---	--	---	---

c. バケット2の資産の識別方法

- ✓ バケット1からバケット2へ移転する時の(損益への)影響は大きいことから、スタッフは、バケット2へ移転するための観測可能な事象の考え方をもちことが適切と考えている。
- ✓ その出発点として、現行のIAS第39号におけるIBNR (incurred but not reported: 発生しているが報告されていない損失)のためのトリガーを利用することが提案されている。

IBNRの考え方 (IAS39AG90項)

「(中略)企業は、過去の実績に基づいて、クレジットカード・ローンに関する貸倒れの主な原因の1つは借手の死亡であると判断するかもしれない。企業は、死亡率は年ごとに変化していないことを観察するかもしれない。それでも、企業のクレジットカード・ローンの集団の中の借手の一部は、その年のうちに死亡していて、期末時点では企業は具体的にどの借手が死亡したのかを知らないとしても、それらの資産について減損損失が発生していることを示していることがある。これらの「発生しているが報告されていない」損失について減損損失を認識することは適切であろう。(後略)」

設例 (2011年6月スタッフ・ペーパーより)

- Z銀行のポートフォリオは、X国にあるABC町とXYZ町のモーゲージローンで構成される(すべてバケット1)。X国のGDPが悪化し、Z銀行のX国におけるビジネス全体にとってデフォルトの可能性は高まった。このGDPの悪化そのものは、ローンをバケット1から移転させることにはつながらないが、バケット1の減損処理にあたっては考慮されることとなる。
- ABC町における住宅価格が下落し、デフォルトの可能性が高まった。そのため、ABC町のすべてのモーゲージローンは、バケット2に移転する。住宅価格の下落は将来のデフォルトの可能性に直結するが、まだ、どの債務者がデフォルトすることになるかは明らかではない。ABC町のローンについては、予想損失の総額が引当金残高として認識される。
- ABC町の特定の債務者がデフォルトの危機にあることが識別されたとき、そのローンはバケット3に移転される。このローンの引当金残高は予想損失の総額となるが、金額はバケット2で認識されたものと異なるかもしれない。なぜなら、現時点では、デフォルトの危

機にあるローンが個別に識別され、回収不能となる金額を算定するためのよりきめ細かい情報が存在するかもしれないからである。

IASB と FASB の暫定決定（6/15 の共同会議）

IASB と FASB は、次の点を暫定決定した。

- ✓ 3つのバケットを用いる減損モデルをさらに開発していくこと。
- ✓ 各バケットの移転は、資産の信用の質の悪化を基礎として行うこと。
- ✓ バケット2と3の引当金残高は、残存期間に係る予想損失総額とすること。

また、IASB と FASB は、スタッフに次の方向性及び考え方を示した。

- ✓ 3つのバケットに属する資産をどのように決定するかについて、さらに要件を検討すること。各バケットの移転をどのタイミングで行うべきかについては、明確でより定義された指標やガイダンスを定める重要性が高い。
- ✓ バケット1の引当金残高の決定については、代替案Cを基礎としたアプローチを検討していくこと。その際、アプローチが実務上複雑とならないよう、実行可能なものになるよう検討する必要がある。

以上

（付録1：IASB 補足文書「金融商品：減損」の概要）

以下は、2011年1月に公表されたIASB 補足文書の内容のうち、その公表の経緯と減損モデルに関する部分の抜粋である。

1. SDの公表までの経緯

- 2009年11月に公表されたIASBの当初EDではいわゆる予想損失モデルが提案された。これに対して、多くのコメント者はよりフォワード・ルッキングな減損認識となるモデルであることに同意する一方で、主に次のような懸念を寄せていた。
 - ✓ 当初予想損失を、実効金利に反映して、金融資産の契約期間にわたって配分することは、困難である。
 - ✓ 金融資産のポートフォリオは多くの場合、金融資産の入れ替えを前提としたオープンベースで管理されており、このような金融資産にIASBの当初EDが提案する減損モデルを適用することは実務上困難である。
- 2010年5月に公表されたFASBのED（以下、「FASBの当初ED」）では、IASBの提案とは異なる減損モデルが提案されていた。これに対し関係者は一貫して、IASBとFASBが共通の減損モデルを開発することの重要性を強調してきた。
- 以上を踏まえ、IASBとFASBは、2010年10月から共同で、減損モデルの再検討を行ってきた。

2. SDの対象範囲

- 今回のSDでは、IASBとFASBそれぞれの当初EDが対象としていた事項のうち、両ボードが共同で再審議を行ったオープン・ポートフォリオ資産に関する減損モデルが取り扱われている。
- また、SDの付録（appendix）では、IASBのみで審議が行われてきた表示及び開示等に関する提案が、IASB単独のペーパーとして取り扱われている。

	主な事項
SD の対象 (IASB と FASB 共通)	オープン・ポートフォリオで管理されている金融資産（ 1 ）の減損モデル（減損認識の時期、グッドブックとバッドブックの識別、予想損失の配分方法）
SD の対象 (IASB 単独)	・適用範囲（ローンコミットメント及び金融保証契約の取扱い） ・減損モデルによって影響を受ける表示及び開示に関するガイダンス
SD の対象外	オープン・ポートフォリオ以外の金融資産（ex.個別資産、クローズド・ポートフォリオ資産）の減損モデル（ 2 ）

- (1) 短期の売掛債権は、今回の SD の検討対象から除外されている。これは、関連性のある収益認識プロジェクトにおける検討を先に行うこととされたことによる。
- (2) SD では、オープン・ポートフォリオに対する今回の提案が、それ以外の金融資産に実行可能なものであるかどうかについても、意見を求めている。（質問2）

3. オープン・ポートフォリオの論点と IASB の基本的考え方

- SD では、オープン・ポートフォリオを、金融資産が同様の性質を持つかどうかに基づきグルーピングされたポートフォリオであり、それぞれの金融資産が実行（originate）された時点を問わないものと説明されている。オープン・ポートフォリオでは、新たに実行や購入された金融資産が追加されることや、他のポートフォリオへの移転が生じたり売却された金融資産は除かれることが想定されている(B1)。
- また、SD では、各ポートフォリオを定義する上での性質には、資産の種類、業種、信用格付、地理的条件、担保種類、その他の要素が含まれるとしている(B1)。
- 専門家諮問パネル¹の議論では、金融機関にとっては、このような実務上利用されているオープン・ポートフォリオに対して減損モデルを適用することが、実務上の負荷を相当程度軽減することになるとされていた。
- しかし、オープン・ポートフォリオでは、これを構成する金融資産が実行された時点はそれぞれ異なることから、(a)当年度に実行したローンの当初予想損失と、(b)過年度に実行したローンに関する予想損失の変動、の2つを区別することは不可能である。
 - ✓ IASB の当初 ED で提案されている減損モデルでは、(a)については契約期間に配分し、(b)については全部キャッチアップ法により即時に純損益に認識されるという点で、取扱いが異なる。
 - ✓ 仮に(a)について、当初時点で即時に純損益に認識するとすれば、(b)の取扱いと同

¹ 2009年12月に、予想損失モデルの適用上の実務的問題点に関する解決策のアドバイスをを行うことを目的として、IASBとFASBにより設置された組織。

じになるため、両者を区別する必要はなくなる。しかし、IASB は、(a)についてそのように取り扱うことは適切ではないと考えている。

- したがって、オープン・ポートフォリオについては、(b)について、全部キャッチアップ法以外の手法により取り扱うことが必要となる。専門家諮問パネルの議論や、ED へのコメントでは、代替案として、部分キャッチアップ法（期間比例配分法）やノーキャッチアップ法が示されていた。
- 今回のオープン・ポートフォリオの検討について、SD の公表に至るまでの IASB の基本的考え方は、SD の記載中に、次のように表れている。
 - ✓ IASB は、当初 ED で提案された予想損失モデルは、金融資産の価格付けに含まれる経済事象を忠実に反映するものであり、また償却原価測定と整合的なものであると考えている。
 - ✓ IASB の当初 ED に対する回答者の多くは、予想損失モデルは、現行の発生損失モデルよりフォワードルッキングであることに同意していた。
 - ✓ しかしながら、IASB は、当初 ED における予想損失モデルをオープン・ポートフォリオに適用することは困難であることを認識した。
 - ✓ IASB は、当初 ED の提案のコンセプトを維持しつつ、オープン・ポートフォリオに対してより実行可能性があるように減損モデルを改善することを決定した。

4. SDの提案のポイント（IASBとFASB共通）

(1) SDの提案する減損モデル（質問1、12、13）

- IASBとFASBは、それぞれの当初EDに含まれていた減損モデルの目的を踏まえ、再審議において、それぞれがモデル（「IASBアプローチ」と「FASBアプローチ」）を開発した。
- SDの提案する減損モデルは、両者の開発したモデルを組み合わせたものとなっている。
- SDでは、最終的な共通の提案だけでなく、IASBアプローチとFASBアプローチについても質問がされている（質問12、13）

	IASB	FASB
当初EDの目的及び減損アプローチ	企業の貸付行動の実態を反映するように、当初予想損失を実効金利に含めて契約期間に配分する	契約期間の予想損失すべてをカバーするように、当初予想損失全額を即時に認識する

再審議で提案されたIASBアプローチとFSABアプローチ（質問12、13）	グッドブック	残存期間の予想損失のうち、期間比例配分された金額を認識する	予想可能期間（ ）の予想損失全額を認識する （ ）特段の最低期間は設けない
	バッドブック	残存期間の予想損失全額を認識する	

SDの提案する減損モデル（質問1）	グッドブック	以下のいずれか高い金額を認識する（"higher of" test） 残存期間の予想損失のうち、期間比例配分された金額 予想可能期間（最低12カ月）の予想損失全額（下限額）
	バッドブック	

(2) 範囲（質問2）

- SDの提案モデルが対象とする範囲は、オープン・ポートフォリオに限定されている。
- しかしながら、IASBとFASBは、SDに対するコメントと、IASBとFASBそれぞれの当初EDに対するコメントを用いて、オープン・ポートフォリオを含めたすべての資産に対して単一の減損モデルとするか、異なる減損モデルとするかを決定する予定である。
- したがって、SDでは、今回提案するモデルが、クローズド・ポートフォリオや個別

資産に適用可能かどうかを質問している。

(3) 減損認識の区分 - グッドブックとバッドブック（質問 6-8）

- SD では、金融資産をその信用に関する特徴（credit characteristics）に基づき 2 つの種類のブックに識別し、異なる減損認識の手法を適用することとしている。

	グッドブック資産	バッドブック資産
内容	・ 予想損失を将来期間にわたって認識することが適切な資産	・ もはや予想損失を将来期間にわたって認識することが適切でない資産
識別方法 (para3、 B2)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予想損失を将来期間にわたって認識することが適切かどうかは、金融資産の回収可能性に関する不確実性の程度に依存する。 ・ 金融資産の回収可能性が、<u>企業の信用リスク管理目的が、債務者の通常の返済による回収から金融資産の回収へと変化する程度（ ）に</u>、不確実となった場合、バッドブック資産となる （ ）回収可能性の不確実性が利息認識の収益性を上回る場合 	
識別のための基礎 (B3、 B4)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2 つの種類のブックの識別は、企業の内部リスク管理に基づき行われる。 ・ 企業が信用リスクを、回収可能性の不確実性に基づき管理している場合、そのリスク管理に基づいて識別を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 企業の信用リスク管理の目的が金融資産の回収へと変化した場合、金融資産の管理は通常よりアクティブなものとなる。（例えば、担保権の行使、債務のリストラクチャリング、コベナンツ違反により発生したコール権の行使、債務者との交渉） ・ 企業が信用リスクを、回収可能性の不確実性に基づき管理していない場合であっても、2 つのブックに識別しなければならない。 <ul style="list-style-type: none"> ✓ そのための規準として考えられるのは、一定期間の延滞が生じた場合、予想リターンがリスク・フリー金利を下回る場合、あるいは経営者が問題債権(problem loans)を識別した場合などである。 	
両ブック間の移転	金融資産は、企業のリスク管理にしたいがい、両ブック間を移転することがある	

(4) 期間比例配分法（質問 3-5）

- 予想損失に関する期間比例配分額は、次のいずれかの手法により算定される。
 - a. 残存期間の予想損失に、契約期間に対する経過期間の比率を乗じて算定（(7)の設例参照）

定額法（割引計算を行う手法と行わない方法のいずれか）

b. 残存期間の予想損失を、当該期間にかかわる年金額に変換し、経過期間に応じて累積計算

年金法（その定義のとおり、割引計算を行う方法）

(5) 割引率（質問 11）

- 上記(4)の期間比例配分法において割引計算を行う場合、リスク・フリー金利と IAS 第 39 号をベースとした場合の実効金利の間（当該金利を含む）の合理的な金利を、割引率として用いることが提案されている。
- なお、上記の提案は IASB のみで決定された事項であり、FASB は検討を行っていない。

(6) 予想可能期間（引当金の下限額：“higher of” test）（質問 9-10）

- 上記(1)に記載のとおり、SD の提案では、グッドブックについて、「予想可能期間」の予想損失全額を、引当金の下限額（フロア）としている。
- 予想可能期間について、SD では次のように説明している（B11-B16）。
 - ✓ 企業は、引当金の下限額を算定するに当たって、企業の特定の予測 (special projection) を裏付ける合理的かつ立証可能な (reasonable and supportable) 情報が存在する将来期間に、生じると予想される信用損失について最善の見積りをする。予想可能期間とは、このような将来期間をいう。
 - ✓ 合理的かつ立証可能な情報は、少なくとも将来 12 カ月分は常に入手可能であるという推定がある。したがって、契約期間が 12 カ月未満であるポートフォリオを除き、予想可能期間は、少なくとも 12 カ月となる。
 - ✓ あるポートフォリオに関する予想可能期間は、会計期間ごとに著しく変化することは見込まれない。
 - ✓ しかしながら、各ポートフォリオのアセットクラスによって、予想可能期間は異なる可能性がある。
 - ✓ 一部のアセットクラスでは、予想可能期間に見込まれる信用損失は、過去の損失の発生パターンに対応するものであるかもしれない。

(7) 設例-期間比例配分額と下限額の算定 (SD の設例より)

引当金- 定額法と " higher of " test								
ポート フォリオ	残存期 間の予 想損失	加重平 均経過 期間	加重平 均契約 期間	1年分の 配分額	期間配分 額 (TPA)	予想可 能期間 (FFP)	FFP の予 想損失 (下限額)	引当金
	A	B	C	$D=A/C$	$E=A*(B/C)=B*D$	F	G	H=higher of E&G
Z	100	3年	5年	20	60	2年	100	100
Y	100	2年	5年	20	40	2年	70	70
X	100	2年	5年	20	40	1年	35	40
W	100	3年	5年	20	60	1年	55	60
V	100	2年	10年	10	20	3年	40	40
U	100	5年	10年	10	50	3年	35	50

（付録2：補足文書「金融商品：減損」以降の主な審議状況）

2011年2月 IASB/FASB 共同

審議項目	暫定決定内容
直接減額 (write-off)の定義	<p>直接減額を次のように定義する。</p> <p>'a direct reduction of the amortised cost of a financial asset resulting from uncollectibility'.</p> <p>最終基準に次のように示す。</p> <p>A financial asset is considered uncollectible if the entity has no reasonable expectation of recovery. Therefore, an entity shall write off a financial asset or part of a financial asset in the period in which the entity has no reasonable expectation of recovery of the financial asset (or part of the financial asset)'.</p>

2011年2月 IASB 単独

審議項目	暫定決定内容
開示要求	<p>次の事項の開示を要求する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 90日以上延滞しているがバッドブックに含まれていない金融資産 ・ 直接減額に関する企業の方針 <p>次の事項の開示を要求しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ストレステスト ・ ピンテージ情報

2011年3月21日～23日（臨時） IASB/FASB 共同

審議項目	暫定決定内容
予想損失の見積り	<p>予想損失は、予想価値（expected value）の目的をもって、見積もる。</p> <p>最終基準では、次の点を説明する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 予想価値は、可能性のある結果による確率加重平均として見積もる。 ・ しかし、その他の適切な手法が、予想価値の目的を達成するために用いられる可能性があることを認める。（例：損失率に一定の調整を加える方法等）
購入した金融資産の処理	暫定決定なし。

2011年3月29日（臨時） IASB/FASB 共同

審議項目	暫定決定内容
購入した金融資産の処理	<p>取得時にグッドブックの資産は、originated loanと同様に処理する。（すなわち、利息計算は契約CFをベースに行い、当初予想損失はディカップリングの手法により各期に配分して認識する。）</p>

	取得時にバッドブックの資産については、利息計算は予想 CF をベースに行なう。
--	---

2011年4月 IASB/FASB 共同

審議項目	暫定決定内容
補足文書へのコメント分析	暫定決定なし
利息計算の手法	Originated loan と取得時にグッドブックの資産については、取得した利息計算は、引当金控除前の償却原価に対して、実効金利を乗じて行う。
見積損失の測定（割引するか）	見積損失の測定においては、割引の影響を反映する。ただし、最終基準のガイダンスでは、多様な手法が認められること、及び会計単位は個別資産である必要はないことを明記する。（両ボード全員支持） 事後における割引のアンワインドの影響は、減損損失の項目（利息収益の項目ではなく）に含めて表示する。（FASB は全員支持、IASB は9名支持）
利息不計上	Non-accrual status（利息不計上のステータス）は設けない。

2011年5月 IASB/FASB 共同

審議項目	暫定決定内容
補足文書後のプロジェクトの進め方	減損モデルの新しいバリエーションを開発する（補足文書の提案（共通のモデル、IASBモデル、FASBモデル）ではなく）。 ・バリエーションの開発にあたっては、これまでに受け取った全てのフィードバックを勘案する。 ・減損モデルを改善することの重要性に鑑み、この作業は、迅速に行われる必要がある。 ・両ボードの何人かの理事とスタッフにより構成されたサブグループが、減損に関する全体的な目的や一般的アプローチを作ることで、その後に、これまでのフィードバックを最大限生かした具体的なモデルをさらに開発することができる。